



鹿総第 157 号
令和6年10月22日

鹿嶋市監査委員 錦 織 修 一 様
鹿嶋市監査委員 池 田 芳 範 様

鹿嶋市長 田 口 伸



監査の結果に関する報告に基づく改善措置状況について

標記の件について、当該監査の結果に関する報告に基づき措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象監査名 令和5年度第2回定期監査
- 2 実施日 令和5年8月31日から令和5年10月11日まで
- 3 改善措置対象課 広報秘書課，人事課，地域づくり推進課，廃棄物対策課
及び交通防災課
- 4 講じた措置 別紙「令和5年度監査結果の改善措置状況」

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈所管：政策企画部 広報秘書課〉

前回監査実施年月日	令和5年10月27日	対象部課名	政策企画部 広報秘書課
<p>○ 監査結果</p> <p>指定公用車運行管理委託の令和5年3月分の支払いにおいて、検査調書と実績報告書を確認したところ、502,392円支払うところを502,507円と115円過大に支払っていた。請求書を受理した際は、運行実績などと突合し十分精査をして支払うこと。</p> <p>同じく、令和5年4月分の支払いにおいては、検査調書と実績報告書を確認したところ、590,821円支払うべきところを589,006円の請求額を支払っていた。結果1,815円過少に支払っていたことになる。請求書を受理した際は、実績などと突合し十分精査して支払うこと。</p>			
<p>○ 改善措置状況</p> <p>・令和5年3月分の支払いについて この業務委託契約においては、1日の走行距離が300kmを超えた場合、1kmあたり35円を加算することになっております。 令和5年3月25日分の走行距離は372kmで超過距離72kmでしたが、委託業者からの請求が超過距離75kmに基づく金額であったため、過大に支払ってしまいました。 対応としましては、まず早急に、差額の返還請求を行いました。 指摘以降は、契約内容、業務委託検査調書と運行実績（日報）を十分に確認したうえで、請求に基づく支払事務を進めております。 また、複数の職員による確認やチェックリストの活用等、確認体制を強化しております。</p> <p>・令和5年4月分の支払いについて この業務委託契約においては、月60時間を超えた場合に、1時間あたり550円＋消費税を加算することになっております。 令和5年4月分において、月計で62時間55分で2時間55分加算すべきところ、契約内容の確認不足により、加算せずに支払ってしまいました。 今回、月計62時間55分の内訳は、基本委託日35時間30分、基本委託日外（土・日・祝日）27時間25分であり、60時間を超えた場合の加算を「基本委託日」の合計が60時間を超えた場合に該当するものと誤認したものです。 また、契約事務を進める中で、参考見積書の「別表」と契約書の「別表」が相違していたことから、今回の支払不足が生じてしまいました。 対応としましては、まず早急に、差額の支払いを行いました。 指摘以降は、契約事務において、参考見積書の徴収、起工決議から契約締結までの関係書類を十分に確認したうえで進めております。 また、複数の職員による確認やチェックリストの活用等、確認体制を強化しております。</p>			

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈所管：政策企画部 広報秘書課〉

前回監査実施年月日	令和5年10月27日	対象部課名	政策企画部 広報秘書課
<p>○ 監査結果</p> <p>会場設営等業務委託において、契約書では再委託をする場合は、両者協議し書面をもってする旨の条項があるが、駐車場の交通整理など審査・承認なしに再委託されていた。再委託の承認に係る審査について、適正に実施すること（令和4年度、令和5年度分）。</p>			
<p>○ 改善措置状況</p> <p>業務計画書（作業工程表）に、委託業者以外の業者が明記されていましたが、見落としていたため、再委託という認識がありませんでした。このため、必要な手続きを経ずに事務処理を行ってしまいました。</p> <p>対応としましては、適正な書類について、再提出を依頼し、受理しました。指摘以降は、関係職員が参考見積書から契約書までの一連の書類を精読し、確認したうえで、事務を進めております。</p> <p>また、複数職員によるチェック・確認を行い、適切な事務処理を行っております。</p> <p>あわせて、検査の段階において、上記の項目が確実に行われていることを確認し、業務完了報告書との突合を行っております。</p>			

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈所管：政策企画部 広報秘書課〉

前回監査実施年月日	令和5年10月27日	対象部課名	政策企画部 広報秘書課
<p>○ 監査結果</p> <p>会場設営等業務委託において、委託内容のうちの駐車場整備業務（草刈り業務）に関しては、工程表に記載はなく、実施も確認できないものがあった。写真等が無い場合、刈り取った除草時のごみの搬入記録など実績が分かるものを添付すべき。</p>			
<p>○ 改善措置状況</p> <p>この業務委託契約の執行決議時の仕様書には、駐車場整備の項目の記載がありましたが、業務計画書（作業工程表）の確認不足により、駐車場整備の項目の記載がない同書類を受理してしまいました。</p> <p>対応としましては、適正な書類について、再提出を依頼し、受理しました。</p> <p>指摘以降は、関係職員が参考見積書から契約書までの一連の書類を精読し、確認したうえで、事務を進めております。</p> <p>また、複数職員によるチェック・確認を行い、適切な事務処理を行っております。</p> <p>あわせて、検査の段階において、上記の項目が確実に行われていることを確認し、業務完了報告書との突合を行っております。</p>			

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈所管：政策企画部 広報秘書課〉

前回監査実施年月日	令和5年10月27日	対象部課名	政策企画部 広報秘書課
<p>○ 監査結果</p> <p>会場設営等業務委託において、委託内容の駐車場整備業務（草刈り業務）については、教育委員会の指定管理契約の中に内包されており、指定管理者が実施すべきと考える。二重払いにならないよう適正な事務に努めること。</p>			
<p>○ 改善措置状況</p> <p>この業務委託契約に係る壮行会については、大ホールのほか会議室を使用し、相当な人数（市は約350名の案内送付）が集まり、施設北側の駐車場を整備する必要があったため、委託したものです。</p> <p>社会教育課所管の指定管理においては、日常的な駐車場管理は含まれていますが、特定の事業に係る管理業務は含まれていないという見解でした。</p> <p>指摘以降は、駐車場整備の草刈り業務について、指定管理所管の社会教育課と協議し、適正な事務執行を行っております。</p>			

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈 所 管 : 総 務 部 人 事 課 〉

前回監査実施年月日	令和5年10月30日	対象部課名	総務部 人事課
<p>○ 監査結果</p> <p>職員の健康診断（人間ドック）において、健診機関との協定書に自動更新条項を設けていた。会計年度独立の原則のもと、当該委託契約においては法令規則上長期継続契約の対象になっていない。年度を超える契約の場合、債務負担行為の予算手続きをすべきである。あるいは、新たな実施方法を検討されたい。</p>			
<p>○ 改善措置状況</p> <p>従前の取り扱い（「鹿嶋市職員の間人ドック利用料金取扱いに関する協定書」に基づく医療機関を介しての助成）については、令和5年度末をもって運用を停止しました。</p> <p>代替措置として、「鹿嶋市職員人間ドック受診費助成要綱」を策定（令和6年4月1日施行）し、令和6年度以降、助成方法を人間ドックを受診した職員への償還払いとする見直しを行いました。</p>			

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈 所 管 : 総 務 部 人 事 課 〉

前回監査実施年月日	令和5年10月30日	対象部課名	総務部 人事課
<p>○ 監査結果</p> <p>令和4年度の相談事業委託契約において、契約期間が令和4年4月1日から令和4年3月31日までと、期間が誤っていた。適正な事務に努めること。</p>			
<p>○ 改善措置状況</p> <p>契約期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までとするところ、昨年度のデータを活用し契約書を作成した際、日付の修正を失念、更には誤りに気付かないまま契約してしまったことが原因です。</p> <p>指摘以後、改めて課員へ適正な契約事務について周知徹底を図るとともに、契約事務のチェックリストを作成し、担当者の段階で客観的に作成・確認を徹底するとともに、契約書類回議時にもチェックリストを添付することで、複数の職員による確認を行っております。</p>			

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈所管：市民生活部 地域づくり推進課〉

前回監査実施年月日	令和5年10月31日	対象部課名	市民生活部 地域づくり推進課
-----------	------------	-------	----------------

○ 監査結果

活動交付金において、交付要綱の交付対象及び交付対象経費について疑義のある補助金があった（5件）。長年にわたって同じ団体が補助されていることで、補助対象事業や食糧費の交付範囲について、担当課から補助団体への事前説明が不足したため、本来の補助金の目的から逸れた実績が提出され、審査が不十分なまま補助金交付に至ったと思料する。

補助金の本来の趣旨は、組織力や運営基盤が弱い初期段階の支援措置として、団体が自立できるまでの一定期間について行われるべきもので、受益者が特定の者に偏らず不公平が生じないこと、公益上必要があることなどを勘案して実施要綱を整備し、その要綱と鹿嶋市補助金等交付規則に則り交付することが大切である。交付にあたっては、対象経費などの事前説明を十分行ったうえで交付し、補助金額の確定においては、団体の状況や実績を聞き取り、提出書類の記載漏れや不足が無いよう適正な交付に努められたい。

○ 改善措置状況

補助対象となる事業や交付範囲について再度各団体へ説明を行い、適正な補助金活用への理解や認識の向上を図りました。

制度発足時から交付期間の上限がなかったなどの根本的な制度設計の課題を改めるため、令和6年度に下記の改正を行ったこととあわせ、団体から提出される資料等について、より精密な確認を行います。

【主な改正点】

- ① 交付可能期間は最長3年間までの期間としました。
- ② 団体の自立を促すため、3年間の交付可能期間において、1年ごとに補助限度額を減額することとしました。
- ③ 団体事業の評価については、課内だけでなく全庁的な市の政策的観点からの意見もいただき、より公益性を追求した評価をすることとしました。

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈所管：市民生活部 廃棄物対策課〉

前回監査実施年月日	令和5年10月31日	対象部課名	市民生活部 廃棄物対策課
<p>○ 監査結果</p> <p>活動事業交付金において、1地区5万円の補助金がどのように使用されたかが実績報告書から確認できないため、要綱に定める補助対象経費外に補助金を使用した可能性を排除できない。補助金額の確定においては、団体の状況を聞き取り、提出書類の記載漏れや不足が無いよう適正な交付に努められたい。</p>			
<p>○ 改善措置状況</p> <p>本補助金は、本市の不法投棄防止活動を推進するために、市民が主体的に行う不法投棄監視活動や不法投棄撲滅にかかる啓発活動などを支援するために、鹿嶋市環境サポーター推進協議会に交付したものです。当該団体からの申請に基づき、各地区で活動する環境サポーターの活動費として活用されているものと認識していたことから、要綱に記載されている対象経費（物品購入費、会議費、委託費、その他の費用であって各地区の実情に応じて必要と認めるもの）以外の支出を想定していなかったことが原因であります。</p> <p>指摘のありました内容につきましては、当該団体への聞き取り、支出状況の調査を行い、適正な支出が行われておりますことを確認いたしました。</p> <p>今後は、鹿嶋市環境サポーター推進協議会を構成する地区組織に、活動費の使途を確認し、適正な執行に努めてまいります。</p> <p>なお、令和5年度からは、補助内容の性質を鑑み、補助金から負担金に変更しております。</p>			

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈所管：市民生活部 交通防災課〉

前回監査実施年月日	令和5年10月31日	対象部課名	市民生活部 交通防災課
<p>○ 監査結果</p> <p>初度登録12月，次回車検月3月と記載のある4月11日付の納品書から，車検が切れてから車両検査を実施した緊急車両があった。 不測の事態に備えるためにも車両管理の徹底に努めること。</p>			
<p>○ 改善措置状況</p> <p>車検満了日以前に緊急車両を自動車整備工場に搬入しようとしたところ，エンジン故障により車両が自走で搬入できない状況となり，速やかに車両運搬車を手配し工場へ移送したものの，当該車両の修繕、整備に時間を要したことから，車検満了日を過ぎてからの継続検査となったものです。</p> <p>今回の案件は，車検満了日を超えて車両を使用したものではありません。事前に工場へも依頼、搬入しております。</p> <p>しかし，今後の対応として，これまで年度当初に実施していた車検満了日のお知らせ以外に，車検満了1か月前に改めて車検案内を実施することで，余裕をもった継続検査となるように修繕の時間を一定程度確保できるよう体制を整えてまいります。</p> <p>なお，不測の事態に備え，火災発生時には，発生場所を管轄する分団のみの出場ではなく，火災発生地域（3～5分団）単位で出場するなど，緊急事態対応への消防団の協力体制は構築済であります。</p>			